

岡山市立旭東小学校いじめ防止対策委員会規則

平成 26 年 5 月 7 日

岡山市立旭東小学校

(設置)

第 1 条 平成 25 年 6 月 28 日公布の「いじめ防止対策推進法」の第 22 条の規定に基づき、岡山市立旭東小学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事他、校長が指名する職員・担当者・養護教諭・（スクールカウンセラー・子ども相談主事）等によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(委員会の役割及び活動原則)

第 3 条 委員会は、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう次に掲げる役割を担う。

- (1) 学校の基本方針に基づく取組の実施や職員の指導力向上、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (3) 教職員や校内の各種部会・委員会との連携を図り、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (4) いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者の連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

2 委員会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) いじめは、全ての学校・児童等に関わりうる問題であるという認識をもつこと。
- (2) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- (3) 学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。
- (4) いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処すること。
- (5) 児童や保護者の思いや立場に立った視点をもつこと。

(取組内容)

第 4 条 委員会は、第 3 条に規定する役割を果たすために次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組（ASSESS 等の活用）
- (2) いじめの状況把握及び分析（チェックシート・アンケート）
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

(定例会及び臨時会)

第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開催する。

3 臨時会は、校長が必要があると認めたとき、又は委員から請求があり校長が必要と認めたときに開催する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

平成29年8月1日より、改訂版を施行する。

令和5年9月1日より、本改訂版を施行する。

尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。